

さいたま市データ活用推進業務

要求水準書

1 業務名

さいたま市データ活用推進業務

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 外

4 予算の上限額

9, 9 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 目的

本市では、データ活用の推進について「さいたまシティスタット」の取組により、市が保有する統計などの様々なデータを BI ツールにより可視化・分析を行うことで、施策の評価や検証、企画立案や業務改善の場面において活用してきた。

しかしながら、証拠に基づく政策立案、いわゆる EBPM に結び付いている事例が少なく、また、部局をまたいでデータを活用する事例も少ないため、今後増やしていくことが課題となっている。

このような課題を踏まえ、令和 7 年度は、EBPM を前提としたデータ活用及び複数のデータを掛け合わせたデータ活用の実施プロセスに係るモデル事例の創出や、データ活用ルール策定、データ活用に必要なスキルを持つ人材の育成等に取り組むこととした。

本調達では、今後のデータ活用を推進するに当たり国や他自治体における状況や本市の庁内各部署の状況を十分に踏まえる必要があることから、公募型プロポーザル方式により高度な創造性・技術力・専門的経験を有する事業者から提案を受け、本市に適合したデータ活用の具体的手順、ルール等を整備することを目的として、実施するものである。

6 業務内容

本業務で想定している業務内容は以下のとおりである。各業務の履行に当たっては、国や他自治体での実施事例・状況等での先行事例を調査するなど、本市の目的等を効果的に実現できるように行うこと。

なお、以下に記載のない事項であっても、「5 目的」を達成するために効果的と考えられるものについては、独自のアイデアがあれば積極的に提案すること。ただし、提案に関

する経費は見積額に含めること。

(1) モデル事業の創出支援

モデル事業の創出は、EBPM を前提としたデータ活用及び複数のデータを掛け合わせたデータ活用の実施プロセスの庁内モデルとなる事業を選定するとともに、モデル事業のスキームの構築を通じて、データ活用の概念や活用方法について、庁内に浸透、定着を図っていくために実施するものである。

なお、本業務におけるモデル事業の創出支援については、EBPM を前提としたデータ活用に関するものを 1 事業、複数のデータを掛け合わせたデータ活用に関するものを 1 事業、計 2 事業を予定しているが、予定事業数を超えた事業数の提案を妨げるものではない。

ア 庁内保有データの調査・対象事業の選定

本市の保有データ調査等を実施し、データ活用の効果が大きいと認められる事業を選定すること。

イ 対象事業の現状把握・分析

対象事業について、担当部署へのヒアリング等を通じて、事業内容、現状や目指すべき姿、課題、想定する効果等を分析すること。

ウ データ分析のロジックモデル提案

対象事業について、現状から目指すべき姿までの一連の流れをロジックモデルとして明示すること。

エ 評価指標の設定

評価指標は、ロジックモデルに基づく定量評価が可能とすること。

オ データの取得及び分析・検証

対象事業の実施の結果から得られたデータ分析や効果検証を行うこと。

カ 分析結果等の整理

ア～オの内容及び、それらを踏まえた事業提案等を取りまとめ、最終報告書として作成し、報告すること。

キ EBPM 自走化支援

ア～オについて、担当部署だけでなく庁内の各課が EBPM を自走できるよう、創出したモデル事業の事例を交えながら、分析の進め方、ポイントを整理した「データ活用手順書（仮称）」案を作成すること。

また、モデル事業の創出支援にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 企画提案書の作成段階で対象事業の選定を求めるものではない。
- ・ データの分析や効果検証については、本市で利用している BI ツール（Microsoft Power BI）を主として用いることを想定している。
- ・ 令和 7 年度中にデータ収集や分析が十分に行えないものについては、令和 8 年度以降、職員が自ら取組むことができるよう仕組みの構築を行うこと。

- ・ 本業務履行期間後においても、定期的な効果測定を継続的に行っていきけるような仕組みづくりの構築を行うこと。
- ・ 職員が次年度以降についても継続的かつ自主的に取組むことができる水準のものとし、過度に高度で複雑なものは求めている点に留意すること。

(2) データ活用ルールに関する調査・検討

ア 事例調査

各所属が保有するデータを組織横断的に活用する際に必要となるルール（共有範囲に応じた個人情報の加工方法や利用する際の利用可能範囲等）について、事例調査を行うこと。

イ データ活用ルールの検討

事例調査の結果を取りまとめるとともに、最新の個人情報保護法の動向など必要と考える観点を踏まえた検討を加えたうえで、本市が組織横断的にデータ活用を行う際のルールの在り方について、「データ活用ルール（仮称）」案を作成すること。

(3) その他

ア プロジェクト管理

本業務を履行するに当たり、体系立ったプロジェクト管理手法を用いて、適切なスケジュール管理、課題管理及び情報管理等を実施すること。また、受託者は、契約締結後、速やかに「プロジェクト計画書」の案を作成し、「キックオフ会議」にてその内容を委託者へ説明すること。プロジェクト計画書は、委託者と受託者双方で協議・決定したものから正式版とする。

イ 会議・打合せ

本業務を円滑に履行できるよう、進捗管理、課題管理等のため、定例報告、最終報告を以下のスケジュールで報告会を実施し、本市の承認を得ること。定例報告はオンライン・対面どちらでも構わないが、最終報告は対面により実施すること。また、会議の都度、速やかに「議事録」を作成し本市の承認を得ること。

- ・ 定例報告（月 1 回以上の頻度）
- ・ 最終報告（令和 8 年 1 月）

その他、(1)～(2)に記載の取組支援に係る打合せや報告も含め、必要な会議体や打合せについては、協議のうえ随時設置、実施することとするが、受託者が必要と考える会議体があれば開催頻度も含め、提案すること。

(4) 質問対応

上記(1)から(3)までの業務に係る委託者からの質問等について、調査・回答を行う。

7 成果物

本業務の履行に当たり、想定している成果物及びその作成期限の目安を以下に示す。な

お、成果物中で使用する専門用語には必ず説明を付すこと。

- (1) 最終報告書及び概要版（令和 8 年 1 月中旬）
- (2) プロジェクト管理のための作成資料
- (3) その他本業務を履行するに当たり作成した書類一式

8 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の遂行に当たり、必要な消耗品、交通費、関係者の派遣等に要する費用については、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次委託者と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務履行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。
- (5) 本業務を行うに当たり、第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理することとし、その経費は委託料に含む。
- (6) 本業務に関する著作権、その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。ただし、必要な場合には委託者の許可のもと受託者が使用することを認めるものとする。
- (7) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 要求水準書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。
- (9) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。
- (10) 「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。